# PCB廃棄物の処理期限間近!(残り1年を切っています)

- PCB廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 2021(令和3)年 4月1日で、<u>高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー等)</u> の処理期限まで**残り1年(安定器は残り2年)を切りました**。
- <u>事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認</u>するとともに、 PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

#### ■ PCBが使用された代表的な電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年(1972年)に製造、 使用等が禁止されました。







変圧器

コンデンサー

業務用照明器具の安定器

## 【その他の電気機器等】

・上記の電気機器のほか、X線装置や溶接機等の非自家用電気工作物内の コンデンサーについてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在が明らか になっています。



(例)溶接機

【使用された機器の例】 X線装置(医療用・工業用)、溶接機、エレベーター制御盤

・これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。

#### 【参考】PCB含有の有無の判別方法

〇 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】

昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認

〇 高濃度PCB廃棄物【安定器】

昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板等により確認

〇 低濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】

製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

# ■ PCB廃棄物の処分期間

期限まで1年を 切っています!

● 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】: 2022(令和4)年 3月31日まで

【安定器等】 <u>2023(令和5)年 3月31日まで</u>、

● 低濃度PCB廃棄物

: 2027(令和9)年 3月31日まで

期限まで2年を 切っています!

- ※ 高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。 (低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。)
- ※ 処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります(地方自治体を含む)。 さらに、処理施設が閉鎖され、実質的に処分できなくなることで、永久に保管しなければならなくなる可能性も…

裏面もご覧ください

#### ■ PCB廃棄物の処分先

- 高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) (登録担当窓口 TEL:03-5765-1935)
- 低濃度PCB廃棄物 → 無害化処理認定施設 または 許可施設 https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html (環境省ホームページ)





# ■ 高濃度PCB廃棄物の処理費用に対する負担軽減制度

中小企業者及び個人等が高濃度PCB廃棄物を処分する際は、収集運搬費用及び JESCOでの処分費用の負担軽減制度があります!

【制度の対象と軽減率】

中小企業者 ⇒ 軽減率 70% 人 ⇒ 軽減率 95% 詳しくは、JESCOホームページをご確認ください https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\_03.html

JESCO中小軽減担当窓口 TEL:0120-808-534





#### ■ PCB廃棄物の発見事例について

PCBを含有する代表的な機器には、変圧器、コンデンサー、業務用照明器具の安定器などがあり ますが、通常使用されている場所のほか、見落とされやすい以下のような場所からの発見事例が 報告されていますので、隅々まで徹底した調査を行うことが重要です。

# 普段立ち入らないような 場所が要注意!

# ≪PCB含有機器の発見事例≫

- 高圧受電設備(キュービクル)
- ・使用していない機械室
- •資材倉庫
- 外灯やエレベーターの照明
- ・電気室内の空きスペース
- 工場の壁際(資材の陰に隠れていた)
- 溶接機やX線発生装置の内部
- ・天井裏や工場の梁上(安定器の残置)

その他の発見事例はこちらをご覧ください https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/index.html

(千葉県庁ホームページ)



放置されたキュービクル



X線装置



資材に隠れていたコンデンサー





### **■ PCB廃棄物を確認したら**

行政への届出や、専門の処分業者との契約が必要です。 まずは以下の行政機関にご連絡をお願いします。

- ・千葉市、船橋市、柏市 ⇒ 各市の産業廃棄物担当課
- ⇒ 千葉県環境生活部廃棄物指導課 指導企画班 ・上記以外の地域 (TEL:043-223-2757)

その他、疑問点や不明点は上記の行政機関にお問い合わせください